

<p>(企業名)</p> <p>株式会社萌す</p>	<p>対応可能社数の目安</p> <p>10 社程度</p>
<p>(支援の概要)</p> <p>輸出向け商品開発から海外バイヤー提案まで一気通貫でのアドバイス</p>	
<p>(支援の概要等を紹介する動画) (外部リンクになります)</p> <p>なし</p>	
<p>(支援内容)</p> <p>輸出意欲のある生産者・加工品メーカーの東南アジア向け輸出開拓の支援</p> <p>弊社はシンガポールEC「RedMart」の日本産生鮮野菜を担当しており、コロナ影響下でも月5～10t以上を継続的に輸出しています。また台湾向けに岩手県産前沢牛の輸出を行う等、新たな輸出にも積極的に取り組んでおります。さらに事業者の販路開拓支援の実績を多数保有しているため、商品開発から海外バイヤー提案まで、海外で売れるための仕組みづくりをアドバイス可能です。</p> <p>輸出マニュアルや見積計算Excel等の輸出支援ツールの配布</p> <p>生産者・加工品メーカー向けに品目・輸出先国別の輸出マニュアルを用意しています。輸出に必要な経費や輸出規格を記載するExcel等の配布をすることで、輸出初心者に対する輸出支援ツールも用意しております。</p> <p>(対象国：シンガポール・台湾・香港・タイ等)</p> <p>(対象商材：農産物・水産物・畜産物・加工食品・酒類等の食品全般)</p>	
<p>(支援の特徴)</p> <p>弊社は年間 270 日以上 (週 5 日程度)、シンガポール・台湾・香港等を中心に輸出しており、各国インポーターとは常に情報交換を行っております。そのため、迅速な海外ニーズ把握や海外への商品提案が可能となっております。パートナー支援については、自社販路を活用した商品提案・テストマーケティングのほか、輸出実務経験に基づく海外ニーズ共有・商談サポート・輸出産地育成等のご相談も対応可能です。</p>	
<p>(どのような事業者に活用してもらいたいか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南アジア (シンガポール・台湾等) 向け輸出意欲のある方 ・ コロナ影響を受けて販路先に悩んでいる方 ・ EC販売やSNSを活用したライブコマース販売にチャレンジしたい方 など 	
<p>(支援実績の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省 GFP (農林水産省・食品輸出プロジェクト) <ul style="list-style-type: none"> → ビジネスパートナーマッチングでの生産者・加工品メーカーへのアドバイス → GFP オンラインセミナー from Osaka (2020/6/11) 講演登壇 → GFP 輸出塾 講師 (2021/1/22、2/12、3/12) https://youtu.be/Npv-HjoTKo0 → ネット GFP 超会議 (2021/03/16) 講演登壇 https://youtu.be/jfCXPYKyhVE 	
<p>(問い合わせ先) 株式会社萌す (担当：後藤 大輔)</p> <p>電話番号：090-1566-2389 (直通)、メールアドレス：dai@kizasu.jp</p>	

支援パートナー料金規定

株式会社萌す

1. 目的

この規定は、株式会社萌すが JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金における支援パートナーの事業実施支援、または請け負う業務（以下「受託等事業」という）に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金における支援パートナーの対価については、受託前に補助事業者と協議の上で決定するものとする。支援内容は、自社販路先に補助事業者の製品提案のほか、輸出実務経験に基づく海外ニーズ共有・商談サポート・輸出産地育成・テストマーケティング等を想定している。

3. (参考) 受託人件費単価

標準業務に関する受託人件費単価については、当該受託等事業に従事する者の職務区分に応じて、以下の通り基準日額をもって定める。

(単位：円、税込み)

職務区分	基準日額	職務内容
社長、取締役、部長	35,000	すべての業務の支持、管理を行い、業務全般に対し責任を負う者。
リーダー	30,000	上職員の包括的指示のもと、業務の個別計画を策定し、実施する者。スタッフを指揮、指導して業務を実施する者。
スタッフ	25,000	上職員の指示のもと、担当業務を実施する者。 また、アルバイトを指揮、指導して業務を実施する者。

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している。

※基準日額は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量および難易度等を勘案し増減する場合がある。

3. 附則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行・適用とする。